

統計データから

農地・荒廃農地・耕作放棄地の面積

我が国の農地面積は、昭和 37 年から平成 28 年の 55 年間に、約 106 万 ha が農用地開発や干拓等で拡張された一方、工場用地や道路、宅地等への転用や耕作放棄地等により 270 万 ha がかき廃され、609 万 ha から 447 万 ha に、約 162 万 ha 減少している。

農林水産省の統計によると、「荒廃農地」と「耕作放棄地」の 2 つがあるが、両者は調査方法が異なる。

市町村・農業委員会調査で、現地調査による客観ベースの毎年調査である「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」とされている。その荒廃程度によって、「再生利用が可能な荒廃農地」（抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地）と、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」（森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地）に

区分されている。

平成 27 年の調査では、荒廃農地 28 万 4 千 ha（農地面積の約 6.3%）のうち、再生利用可能なものが、12 万 4 千 ha、再生利用困難なものが 16 万 ha となっている。

一方、「耕作放棄地」は、農林業センサスでの調査票による農家等の主観ベースの 5 年毎の調査値である。その定義は「以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地」となっている。こちらは、平成 27 年には 42 万 3 千 ha と、荒廃農地を上回っている。所有をみると、総農家（販売・自給的）と土地持ち非農家の比率が約半々となっている。

平成 26 年における調査によれば、荒廃農地の発生要因は、「高齢化、労働力不足」が最も多く、次いで「土地持ち非農家の増加」が多い。また、「農作物価格の低迷」、「収益の上がる作物がない」を合わせると全体の 2 割になる。

国際的な食料事情が不安定化するなか、国内農業生産の基礎となる農地の確保と利用が益々重要になる。 (K.O.)

表-1 農地（耕地）面積（万 ha）

区分	昭和36年	平成28年	増減
田畠計	609	447	△162
田	339	243	△96
畠	270	204	△66

表-2 荒廃農地および耕作放棄地（万 ha）（平成 27 年）

農地面積 449.4 万 ha			
荒廃農地	28.3 (6.2%)	耕作放棄地	42.3 (9.4%)
内訳 再生可能	12.4	内訳 農家分	21.8
再生困難	15.9	土地持ち非農家分	20.5